

平成 29 年 5 月 16 日

各 位

会 社 名 株式会社フード・プラネット
代表者名 代表取締役社長 丹藤 昌彦
(コード：7853 東証第二部)
問合せ先 代表取締役社長 丹藤 昌彦
(TEL 011-222-0999)

平成 29 年 9 月期第 2 四半期報告書に関する四半期レビュー報告書の監査意見不表明 に関するお知らせ

当社は、平成 29 年 9 月期第 2 四半期の四半期連結財務諸表について結論を表明しない旨の四半期レビュー報告書を受領しましたので下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 監査及びレビューを実施した監査法の名称
東京第一監査法人
2. 監査報告書及び四半期レビュー報告書の内容
平成 29 年 9 月期第 2 四半期報告書に関する四半期レビュー報告書

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

しかしながら、「結論の不表明の根拠」に記載した事項により、当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手することができなかった。

結論の不表明の根拠

継続企業の前提に関する事項に記載されているとおり、会社は継続して営業損失及び営業キャッシュ・フローのマイナスを計上しており、当第 2 四半期連結累計期間においても営業損失及び営業キャッシュ・フローのマイナスを計上している。また、当第 2 四半期連結会計期間末において債務超過となっている。これらの状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在している。当該状況に対する対応策は当該注記に記載されているが、会社は平成 29 年 4 月 28 日付で東京証券取引所より会社株式を整理銘柄に指定する旨の通知を受け、平成 29 年 5 月 29 日付で上場廃止となることが決定していることから今後の事業遂行に必要な資金調達の目処が立っておらず、当該状況に即した事業計画の提示を求めたが具体的な事業計画が提示されなかった。

したがって、当監査法人は継続企業を前提として作成されている上記の四半期連結財務諸表に対する結論を表明するための手続が実施できなかった。

(注：継続企業の前提に関する注記の内容)

当社グループは、継続して営業損失及び営業キャッシュ・フローのマイナスを計上しており、当第2四半期連結累計期間においても営業損失254,237千円及び営業キャッシュ・フローのマイナス106,642千円を計上しております。また当第2四半期連結会計期間末において債務超過となっております。

当該状況により、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。

当社は、当該状況を解消するために、具体的な施策として以下の経営計画を実施してまいります。

① 収益基盤の確立

収益基盤を確立することが最大の課題と考え、新規事業等による新たな収益基盤の確保を目指してまいります。

② コスト削減

当社における経費を必要最低限のものに見直し、コストの大幅削減を実行してまいります。

③ 財務体質の強化と安定

新規事業等による新たな収益基盤の確保を目指すためには、財務体質の強化と安定が必要不可欠であるため、投資家等と資金調達の協議を積極的に行ってまいります。

④ 管理会計の体制強化

新規事業等による新たな収益基盤の確保を目指すことによるリスク対策として、新規事業等の進捗状況を随時的に把握する必要があると考えております。そのため、管理会計を強化すると共に予算管理の徹底を図り、予算との乖離が生じた場合には早期の検討が可能な体制を構築してまいります。

⑤ 内部管理体制の強化

当社連結子会社における平成26年9月期の売上計上の一部が適正でない旨の第三者委員会による調査の結果を受け、平成28年2月4日付で、平成26年9月期及び平成27年9月期第1四半期、第2四半期、第3四半期決算の訂正を行った結果、当社は上場廃止基準（平成26年9月期の売上高1億円未満）に抵触することとなったほか、売上計上の妥当性に関する日本取引所自主規制法人からの照会に対しても、当社が虚偽の回答を行っていたことから、当社の株式は平成28年3月17日をもって特設注意市場銘柄に指定されました。それを受けて、当社はこれらの問題の原因分析、再発防止策の検討を行い「改善計画・状況報告書」として取りまとめました。その計画に従い、コーポレート・ガバナンス、組織体制、コンプライアンス意識の改善をはじめとする内部管理体制の強化に取り組んでまいりました。

しかしながら当社の現状は、上場廃止基準となる、平成28年9月期連結会計年度における、2,565百万円の債務超過、時価総額10億円未満への該当、更に、平成26年9月期において不適切な会計処理が行われたことが判明したため、平成28年2月4日付で過年度決算の訂正を行いました。これを受け、株式会社東京証券取引所より、当社の内部管理体制等について重大な不備があると認められ、その改善の必要性が極めて高いことから、平成28年3月17日付で特設注意市場銘柄に指定され、平成29年3月17日付で「内部管理体制確認書の提出に関するお知らせ」で開示のとおり確認書を提出し、その結果を平成29年4月28日付で「当社株式の上場廃止の決定及び整理銘柄への指定に関するお知らせ」のとおり、平成29年5月29日をもって上場廃止となることが決定いたしました。

上記の施策を着実に実行することにより、当社グループを再構築し、経営基盤の安定化を目指してまいります。引き続き財務体質の強化と安定を図る必要があります。また、安定的な事業収益を確保するまでに至っていないことなどから、現時点において継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、四半期連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響を四半期連結財務諸表には反映させておりません。

結論の不表明

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、「結論の不表明の根拠」に記載した事項の四半期連結財務諸表に及ぼす可能性のある影響の重要性に鑑み、株式会社フード・プラネット及び連結子会社の平成29年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要

な点において認められなかったかどうかについての結論を表明しない。

3. 四半期報告書に係る監査報告書及び四半期レビュー報告書の受領日

平成 29 年 5 月 15 日

4. 背景及び概要

当社は、平成 28 年 8 月 15 日付「平成 28 年 9 月期第 3 四半期「四半期レビュー報告書」結論の不表明に関するお知らせ」に開示のとおり、当社連結子会社における平成 26 年 9 月期の売上計上の一部が適正でない旨の第三者委員会による調査の結果を受け、平成 28 年 2 月 4 日付で、平成 26 年 9 月期及び平成 27 年 9 月期第 1 四半期、第 2 四半期、第 3 四半期決算の訂正を行った結果、当社は上場廃止基準（平成 26 年 9 月期の売上高 1 億円未満）に抵触することとなったほか、売上計上の妥当性に関する日本取引所自主規制法人からの照会に対しても、当社が虚偽の回答を行っていたことから、当社の株式は平成 28 年 3 月 17 日をもって特設注意市場銘柄に指定され、平成 28 年 9 月期第 3 四半期に係る四半期レビュー報告書に関し、結論を表明しない旨の四半期レビュー報告書を受領しております。

また、当社の現状は継続して営業損失及び営業キャッシュ・フローのマイナスを計上しており、当第 2 四半期連結累計期間においても営業損失及び営業キャッシュ・フローのマイナスを計上している。また、当第 2 四半期連結会計期間末において債務超過となっている。これらの状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

当該状況に対する対応策は当該注記に記載されているが、会社は平成 29 年 4 月 28 日付で東京証券取引所より会社株式を整理銘柄に指定する旨の通知を受け、平成 29 年 5 月 29 日付で上場廃止となることが決定していることから今後の事業遂行に必要な資金調達の目処が立っていないことなどから、平成 29 年 9 月期第 2 四半期レビュー報告書についても引き続き意見不表明となりました。

5. 今後の見通し

当社株式は、平成 29 年 4 月 28 日（金）から平成 29 年 5 月 28 日（日）までの期間、整理銘柄に指定され、平成 29 年 5 月 29 日（月）に上場廃止となります。

株主、投資家の皆様をはじめとする関係者の皆様には、多大なるご迷惑とご心配をおかけしておりますことを、改めて深くお詫び申し上げます。

以上